

令和6年度千葉県観光統計整備事業 企画提案募集要領

1 業務名

令和6年度千葉県観光統計整備事業

2 業務内容

別紙「令和6年度千葉県観光統計整備事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」と表記。）のとおりとします。

3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託します。

4 委託金額

業務委託料の上限は、消費税及び地方消費税込みで22,684,596円とし、企画提案がなされたものはすべて委託料に含むものとします。

5 応募資格

次のいずれの要件も満たすこととします。

- (1) 事業を実施する能力があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有すること、または取得見込みであること。
- (4) 募集開始の日から審査完了までの間に、千葉県から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (7) 選考委員会の委員でないこと。
- (8) 選考委員会の委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他の組織でないこと。
- (9) その他請負業務の実施に必要な措置を適切に遂行できる体制を有していること。

6 応募方法・期間

応募方法は、企画提案方式とします。

- (1) 企画提案書提出期限 令和6年5月17日（金）午後5時必着
- (2) 応募方法 メールまたは電子申請システムの応募フォームから応募
※メールの容量（7MBまで受信可能）に注意すること。

なお、企画競争に参加する場合は、応募申請書（様式1）を、メールにより、令和6年5月10日（金）正午迄にご提出ください。

本件の質問については、メールで受け付けます。質問の回答は、応募申請された方全員へメールによりお送りいたします。

ア 質問受付期限 令和6年5月10日（金）正午迄

イ 回答予定 令和6年5月14日（火）午後5時迄

(3) 提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部観光政策課 企画調整室

電話 043-223-2415

Eメール kanko-k@mz.pref.chiba.lg.jp

7 提案書作成上の注意

(1) 様式 A4縦判（横書き・左綴じ）。ページ下中央にページ番号を記すこと。

(2) 提出について メールまたは電子申請システムの応募フォームから応募

(3) 提案書に記載する内容

ア 表紙

表紙に記載すべき内容は以下のとおり。

- ・宛名「千葉県知事」
- ・タイトル「令和6年度千葉県観光統計整備事業業務委託」企画提案書
- ・提出年月日
- ・団体所在地、団体名（社名）、代表者の職氏名

イ 目次

表紙の次の頁に以下の記載事項や提案項目の記載箇所が分かるよう、目次を入れること。

ウ 記載事項及び提案項目

令和6年度千葉県観光統計整備事業企画提案書（様式2）に団体の概要（様式3）及び次の事項を記載した企画提案書を添付すること。

- (ア) 仕様書「4 委託業務の内容」の各項目に対する調査方法等
- (イ) 仕様書「5 企画提案事項」に対する提案
- (ウ) 業務全体のスケジュール表（着手から完了までが分かるものを記載又は添付すること。）
- (エ) 業務に携わるスタッフ体制（役割・人員・経験、具体的な担当者名と勤務日数・時間を明記すること。）
- (オ) 仕様書に掲げる業務の着手から完了までにかかる経費（任意様式「経費見積書」による。）
- (カ) 国又は地方公共団体等における同種又は類似業務の業務実績（実績がある場合は、直近の1~2年間の実績を記載すること。）

8 審査・選考方法

(1) 第一次審査（応募資格に関する書類審査）を行い、第一次審査通過団体の企画提案書をもとに、選考委員会にて、ヒアリング（1提案者につき、プレゼンテーション、質疑応答を合わせて15分程度）を実施し総合的に評価する第二次審査を行い、最高点を獲得した1団体を委託先候補に選定します。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を、令和6年5月下旬に実施する予定です。詳細については、企画提案者に別途連絡いたします。

(3) 審査に当たっては、以下の審査基準により総合的に評価し選定します。

項目	審査基準
業務内容の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容をよく理解し、委託者の要請する内容を満たしているか。 ・ 主たる対象をよく理解した企画書となっているか。
企画提案内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光パラメータ調査（調査員調査）について、サンプル数を確保するための具体的な方策が提案されているか。 ・ 「観光地点パラメータ調査」（インターネット調査）について、特定の属性（性別、年齢、居住地等）に偏らない千葉県観光の実態に即した調査方法が提案されているか。 ・ 「外国人観光客意向調査」について、下記の対象国・地域の居住地の外国人観光客のサンプルを、特定の国・地域や属性（性別、年代など）に偏ることなく、多く確保するための方策（調査の時期や時間帯、調査回数など）が提案されているか。 [対象国・地域] アメリカ、オーストラリア、タイ、台湾、中国、フランス ・ 契約期間内に完了できる計画的な内容となっているか。
千葉県における観光動向の分析方法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の動向及び課題を的確に把握しているか。 ・ 分析方法は的確か。 ・ 調査結果を基にした、本県における観光動向の分析能力があるのか。
組織の実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務遂行可能な人員の質と数が確保されているか。 ・ 組織としての実施体制は適正か（スタッフ教育を含む）。
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の経験・知見は十分か。
類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に同様の事業規模の事業経験及び県との良好な事業実績があるか。
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な予算額となっているか。

(4) 審査結果

審査結果は、応募者全員にメールまたは郵送で通知します。

9 委託契約

選考委員会により決定した企画提案書の提出者を契約相手方とし、事業実施に係る委託契約を締結します。

(1) 契約期間 契約日から令和7年3月31日（月）まで

(2) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約に当たり、協議のうえ、提案の一部を変更させていただく場合があります。

イ 委託契約の対象経費は、事業実施に直接必要となる経費で、事業終了後の業務完了報告書の作成経費を含みます。

ウ 契約に当たっては、千葉県財務規則第 99 条の規定により、契約金額の 100 の 10 以上の契約保証金が必要です。

なお、契約保証金が免除される場合があります。

エ 当該業務について、千葉県の了解なしに他者に再委託することはできません。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格が無い者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- (3) 同一のプロポーザルに対して、2 以上の提案をしたとき。
- (4) 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人をしたとき。
- (5) 同一のプロポーザルに対して、2 以上の代理人をしたとき。
- (6) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (7) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (8) その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

11 その他

- (1) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはいけません。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとします。
- (2) 企画提案書の作成、応募等にかかる経費は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書及び添付書類は返却できませんので、予めご了承ください。
- (4) 受理された企画提案書は、本業務以外に使用することはありません。
- (5) 提案書に虚偽の記載が認められた場合には、当該企画提案書は無効とします。
また、採用後にその事実が発覚した場合には、採用を取りやめる場合があります。
- (6) 採用された場合には、本県と十分協議を行いながら業務を遂行するものとします。
なお、採用された企画提案書の内容については、変更・修正する場合があります。
また、協議により本県より指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとします。
- (7) 本契約により製作された製作物の著作権は千葉県に帰属します。
- (8) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

12 問合せ先

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1-1

千葉県商工労働部観光政策課企画調整室（担当 柳田）

電話 043-223-2415

E-mail kanko-k@mz.pref.chiba.lg.jp